

通信教育からの提言
～2020年4月から7月～

日本通信教育学会

「通信教育からの提言」について

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校種を問わず、授業の開始の目途が立ちません。そんな中、学習機会を確保する観点から、対面による授業に代えて、遠隔授業の活用が強く求められています。通信教育を含む遠隔教育の普及を目指してきた私たちにとって、長年にわたって培ってきたノウハウがお役に立つ機会なのではないかと考えています。

そこで、期間や回数は決めていませんが、リレー形式で私たちの知見をご紹介させていただきます。この非常事態に、少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

2020年4月15日

日本通信教育学会 会長
鈴木克夫

目次

巻頭言 「通信教育からの提言」について（鈴木克夫）

第1回	自学自習（古塚 典洋）	1
第2回	今、学校、教師に求められていること（土岐 玲奈）	3
第3回	大学における遠隔授業（メディア授業）の適切な運用について（田島 貴裕）	6
第4回	通信制高校の方法を参照するということ（井上 恭宏）	9
第5回	今こそ「大学通信教育」の活用を！（山鹿 貴史）	11
第6回	緩い「つながり」の遠隔教育（白石 克己）	14
第7回	大学にもたらされた変化、もたらされない変化、未来の可能性（石原 朗子）	19
第8回	コロナ禍後の大学通信教育（寺尾 謙）	22
第9回	不測の事態で試される教育の質（篠原 正典）	25
第10回	オンライン教育推進で忘れてはならないこと（手島 純）	27
第11回	「広義の遠隔教育」へのまなざしと学校内外における学習機会の保障 （内田 康弘）	30
第12回	これからの学びに関する提言（松本 幸広）	36
第13回	「通信教育からの提言」まとめに代えて（石原 朗子）	40

2020年4月15日掲載

第1回 自学自習

なんとかして学びを守りたい。
どうすれば学びを保障できるのか？

新型コロナウイルス感染症の影響で学校が機能不全に陥りそうないま、こうした願いや思いは教育関係者だけでなく社会全体で共有されているように思います。そのようななかで注目されているのがオンライン教育です。教室を完全に再現できないにせよ、なるべくそれに近づくようたくさんの知恵が出されさまざまな工夫が展開されています。

しかし課題は山積しています。オンライン教育に適った環境整備がなされているのか？ どう教材を作りいかにして教えるのか？意欲をもってどのように学んでいくのか？これらの喫緊の課題に、ほんのわずかな時間で、どうにかして正解のない答えを出し続けていかなければなりません。

みんなが自宅にいてそれぞれに学ぶ、これほどまでに「自学自習」が求められたことはなかったのではないのでしょうか。「自学自習」は、活字メディアを中心とする通信教育や多様なメディアを組み合わせる遠隔教育が大切にしてきた考え方であり実践です。

終戦後の焼け野原のなかで産声を上げた通信教育は、その歩みの途上で遠隔教育という新たな位置を得つつ、社会の発展に伴うさまざまな課題（教育の機会均等、再教育、生涯学習など）に応じながら「自学自習」の実践を積み重ねてきました。

教材をじっくりと読み相手の声に耳を傾けること、思いや考えを納得いくかたちでレポートに書き表すこと、相手とのかかわりのなかで自分なりの問いを立てること。そしてなにより、学びとは一人ひとりの個性を尊重したものであること。

通信教育や遠隔教育は、一人ひとりが教材や相手と向き合い、自分自身と向き合うために、学びの「時間」を大切にしてきました。教室という「空間」もさることながら、一人ひとりの自主性や自発性に基づいた学びの「時間」を大切にしてきたのです。

この自学自習の実践を通して、通信教育や遠隔教育は既存の教育システムや社会に対してこう問いかけてきました。

同時双方向だけが教育なのか？
対面しない教育は偽物なのか？
学びとはいったい何か？

いま、この問いかけを聞いてどう感じたでしょうか。おそらく次のような反応が大半でしょう。

非常事態の最中になんと悠長なことを。わかるけどいまはそれどころではない。授業をなんとかまわすことで手一杯だ。

そのとおりだと思います。ラディカルな問いかけは、概して緊急や切迫のなかで発せられます。しかし、それがラディカルであるためにかえって、非常時に聞き入れられること

は難しいでしょう（上記の反応のように）。だからラディカルな問いかけは、平穏な日常においてようやく聞き入れられます。けれども、問いかけが聞き入れられる頃には、その問いが醸し出す緊迫感や切迫感はすっかり色あせてしまい、日常の思考のもとで（無難に解釈され）そのラディカルさを失ってしまっているかもしれません。

それではどうすればよいのでしょうか。ラディカルな問いをそのままに受け入れるためには何が必要なのでしょうか。残念ながら、答えを持ちあわせていません。

いまは非常事態で、なんとかして学びを守らなければなりませんし、どうすれば学びを保障できるのか、とにかくやるしかない状況です。それと同時に他方で、「とにかくやるしかない状況」と、受け継いできた先人の思いとを共存させることはできないものかとも感じているのです。

下記は、教育の民主化を支えてきた自負とこれからの社会の発展に向けた願いのもとに述べられた言葉です（日本通信教育学会編『日本の通信教育』1957年、11頁）。

通信教育では、受講者は、それぞれ自宅にあってみずからの能力と時間に応じて、自学自習することを原則とする。したがってその学習活動は、受講者の個性に基づき、それぞれの自主性を基調として展開するものであって、これによって確立される望ましい学習態度は、その人の一生に大きな意義をもつものといってよい。

いまを生きるために自学自習はどうあるべきか、それが問われています。

古壕典洋（星槎大学・非）

2020年4月22日掲載

第2回 今、学校、教師に求められていること

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、多くの小中高等学校が休校を余儀なくされる中、にわかに通信手段を用いて行う教育が注目を浴びています。文部科学省は web サイト上で、学年や教科、テーマ毎に、自宅で学べるコンテンツを紹介していますⁱ。また、普段有償で提供している web コンテンツを、一時的に無償で公開する企業もあります。さらに、4月に入ってからは、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対策に関する特命タスクフォース」でも、遠隔教育の実施、充実に向けた端末の整備等に関する検討が進められています。このように、子どもたちの日常的な学習機会が失われる非常事態の中で、通信手段を用いて行う教育が活用され、子どもたちの学びの形が変わりつつあるようにも思われます。

しかし、休校の判断は自治体毎に行われており、茨城県では、大井川知事が「教育崩壊を防ぐ」として県立校の授業を継続する方針を示していたのに対し、一部の高校生が“ストライキ”を行い、その後休校が決定されるといった事態も起きました。この事例からは、休校が続くことは子どもの教育機会を奪うこととイコールであり、子どもを登校させることでしかこの問題は解消されない、という大人の側の認識が垣間見えます。もちろん、学校へ通うことで学べることの中には、自宅では学べないさまざまな経験が含まれています。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束見通しも立たない現状においては特に、自宅でできることと、その積極的な側面に目を向けることも大切ではないでしょうかⁱⁱ。

これまで、学校教育を、学校外で、通信手段を用いて行うことについての検討が全くなかったわけではありません。例えば、2005年には、文部科学省が、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるⁱⁱⁱ」としています^{iv}。また、最近では、特別支援学校における、病気療養児のための ICT を活用した遠隔教育の研究開発^vも行われています。ただし、これらはいずれもごく限られた場合に活用することが想定されたもので、通常の学級で、クラスの子どもたちが一斉に受ける授業での ICT の活用とは大きく位置づけが異なるものだったように思われます。

では、通学制の学校では、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、子どもたちが毎日学校へ通えるようになったら、一斉授業での ICT 活用を推進するだけで良いのでしょうか。今後の学校教育の在り方を考えてみると、今般の学習指導要領改定や、インクルーシブ教育の推進、society5.0^{vi}に向けた対応として、主体的・対話的で深い学びや、公正に個別最適化された学び、ユビキタスラーニング(いつでもどこでも学習できること)の実現が学校教

育に求められています^{vii}。これらの状況を踏まえると、緊急対応として行われている遠隔授業や様々な形での家庭学習の支援は、学校教育の変革に向けた一つの準備と位置付けられるのではないのでしょうか。つまり、遠隔授業や自宅学習は、学校での対面による授業には劣る緊急時の代替手段ではなく、一人ひとりの子どもにあった学び方を探求し、実践するチャンスだと考えられるのではないのでしょうか。

こう考えた時、長い目で遠隔教育の実施、ICTの活用に関連して考えるべきことの一つは、教師の役割ではないかと思えます。自宅での学習に際して生じる困難として、学習および生活時間の管理や、学習するための場所の確保がまず挙げられます。皆さんの中にも、夏休みの終わり近くになって焦って宿題を仕上げたり、新学期になって早起きに慣れるまでに時間を要した経験がある人がいるでしょう。いくら教材がそろっていても、いつ、どのように学ぶかを自分でコントロールすることは難しいのです。さらに、夏休みであれば事前に課題が出されているでしょうが、今般の状況の中では、それも十分ではないかもしれません。子どもたちや保護者が各自に合った教材を選び、適切な順序と方法で学ぶということは、スケジュールの管理以上に難しいことだと思います。

現在、学校、教師に求められているのは、こうした学びの内容や方法を伝えることではないのでしょうか。子どもたちが今学ぶべき内容を踏まえ、考えられる方法は様々あります。教師が同時双方向の通信システムを使って遠隔指導を行うことはもちろん、学習に役立つ動画やwebサイトを紹介したり、紙の教材を送付する、あるいは紹介して可能な範囲での購入を促す等、各学校やクラスの状況に応じた様々な対応があるでしょう。学習の方法については、例えば同時双方向が優れている、紙の教材が劣っている、といったことはありません。学ぶ内容に適したもの、実現可能性が高いものを選択することが重要で、ここで、子どもの学びをコーディネートする教師の力が求められているのだと思います。

最後に、通信手段を用いた学校教育の限界と求められる対応についても少しふれておきたいと思えます。現在、給食がなくなることで栄養のある食事をとる機会が失われている子どもや、家庭で虐待を受ける子どもが増加したり、発見が遅れることが懸念されています^{viii}。また、そうしたリスクがなくても、感染の不安や、友人と会えないこと、外で体を動かさないこと等の、心身の健康への影響が懸念されています^{ix}。現状において、学校が担っている福祉的役割の大きさは無視しえないものであり、こうした非常事態だからこそ、特にハイリスクと考えられる家庭の子どもたちについては、関係する諸機関との連携や、直接の訪問等も求められています。

学校には、まず通信手段を用いて行う教育にできることを積極的に進めること、そのうえで、どうしても対面が必要な場面やケースを精査し、必要な対策をとることが求められているのだと思います。

土岐玲奈（星槎大学）

-
- i 「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
- ii なお、大井川知事は、文部科学相に対し、臨時休校中のオンライン学習の環境整備に必要な財政支援を申し入れる等、学校再開までの教育機会確保についても必要な措置を講じているようです。
(https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=15865203525937&nextcontent=3&mkcy=4)
- iii （別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、（別記2）不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて (https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)
- iv ただし、実際にICTを活用して出席扱いになる児童生徒は極めて少なかったことから、文部科学省では昨年、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保の一環として、「不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること」とし、改めてこの通知について周知を図っています。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)
- v 千葉県立四街道特別支援学校 報告書（要約）
(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/19/1415537_007.pdf)
- vi 内閣府では「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」と定義しています。
- vii 文部科学省「society5.0に向けた学校 ver.3.0」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/20/1406021_17.pdf)
- viii 厚生労働省では、子ども虐待に関する情報把握のため、学校との連携強化を全国の自治体に求めています。
また、サイト上では「生活環境の変化等でストレスを抱えている方へ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#h2_free10)」として、子どもとの関わりに関するアドバイスや相談先を紹介しています。
- ix 国立成育医療研究センターでは、「新型コロナウイルスと子どものストレスについて
<http://www.ncchd.go.jp/news/2020/20200410.html>」というページで、休校中の子どものストレスや保護者の対応についての情報提供を行っています。

2020年4月22日掲載

第3回 大学における遠隔授業（メディア授業）の適切な運用について

今回の新型コロナの影響で、各大学では一斉に対面授業にかわり、遠隔授業をせざるを得ない状況になりました。大学通信教育に携わっている方は、「遠隔授業＝メディア授業」の実施形態を容易に把握できますが、これまでに接してこられなかった方には、初めて聞く話も多いことかと思われます。提言というほどのものではありませんが、遠隔授業に関する若干の解説と私見を述べたいと思います。

2020年3月24日に文部科学省から通知された「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）元文科高第1259号」の中では、多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）の活用が示されました。本通知では遠隔授業と呼ばれておりますが、平成13年文部科学省告示第51号の授業方法を提示していることから、これまでの通知で称されていた、いわゆる「メディア授業」と同一のものであると考えられます。

通学制の大学の授業方法は、大学設置基準の第25条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用」と規定されています。これはもちろん「対面授業」を想定したものです。そして、この対面授業の代替として、「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」となっております。いわゆる、「メディアを利用して行う授業（メディア授業）」が対面授業に代わるものとして60単位まで認められております。つまり、通学制において可能な授業形態は、「対面授業」と「メディア授業（遠隔授業）」の2種類しかありません。メディア授業には、ZOOMやSkypeを活用した同時双方向型のテレビ会議型授業と、インターネット上で好きな時間に講義を受講する非同期のオンデマンド型授業があります。メディア授業の運用で問題となるのは、後者のオンデマンド型授業です。

平成13年文部科学省告示第51号の2号、いわゆるメディア授業告示第2号では、オンデマンド型授業について、「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」を前提として、「ニ 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」としております。

つまり、オンデマンド型のメディア授業（遠隔授業）の実施に際しては、以下の 3 要件を満たす必要があります。

- ①多様なメディアを高度に利用（文字、音声、静止画、動画などを一体的に扱うもの）
- ②“毎回”の授業ごとに、テストや課題、質疑応答を実施（例えば対面、テレビ会議、メール、LMS 等で速やかに行う）
- ③LMS の掲示板機能などで、学生などの意見交換の場の確保

メディア授業（遠隔授業）の要件は、以前から変わってありませんが、2020 年 4 月 1 日に文部科学省高等教育局大学振興課から出された「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の送付について」の事務連絡の中で、次のような Q&A がありました。

--

「問：遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいので、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。」

回答：法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

--

教科書や教材を自宅で行い、メール等での質疑応答を行うのは、文科省からの回答では、禁止してはいないとのことですが、少なくとも教科書の配付のみでは「多様なメディアを高度に利用」はしていませんので、メディア授業告示にある 3 要件の①は満たしていません。同回答では、大学通信教育設置基準の第 3 条を同時に示しているため、暗に好ましくないと回答していると推測できます。

通学制の大学では、教員と学生がともにキャンパスに居るという前提ですので、「教員の裁量」で様々な授業形態が実質的に許容されてきました。出張で不在だった分の講義の代わりに、教科書やビデオを各自で見つめて補講にする、といった大学教員も昔は多かったと思います。これらは、いつでも指導可能な「対面」という担保と、教員の裁量という名のもと、おおらかに運用されてきました。

上記の質問についても、「対面授業」として単位認定を行うという前提であれば、「教員の裁量」で許容されるのかもしれませんが、実際に、同事務連絡の中では、

「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」

とあり、「教育効果」があれば、対面授業以外の方法を一部実施しても対面授業として単位認定しても良い、と解釈できます。

一方で、通信制大学では、「印刷授業」「放送授業」「面接授業（対面授業）」「メディアを利用して行う授業（メディア授業）」の形態があり、これらは通常、15回の授業において組み合わせて実施することは想定されておられません。メディア授業については、メディア授業告示の3要件を遵守して、教育の質保証に努めてきております。通信制大学ではメディア授業の実施方法に関する知見が豊富にあると思いますので、各大学のサイト等でご確認して頂くと、メディア授業の理解に役立つと思います。

いずれにしても、新たに遠隔授業を開始する方には、対面授業までの一時的な遠隔授業の導入であっても、「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う」教材を作成し、「授業の終了後すみやかに」、「毎回の授業において設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、「学生の意見の交換の機会を確保」を心掛けていただきたいと願っております。

田島 貴裕（小樽商科大学）

2020年4月26日掲載

第4回 通信制高校の方法を参照すること

■こんなときこそ、通信制高校の方法を

この間の新型コロナウイルス感染症対策としての学校休業の中で遠隔教育が注目されている。高校教育の現場でもさまざまな方法が模索されており、テレビ会議、Web会議システムを用いつつ、さまざまな学習コンテンツを生徒に提供することが試みられている。その一方で「いつでも、どこでも、だれでも」のスローガンを掲げて歴史を積み重ねてきた通信制高校の方法は、公立高校の現場ではほとんど参照されていない。現在進行中の私立通信制高校の拡大（通信制で学ぶ生徒は、現在、公立と私立とを合わせた高校生の17人に1人になろうとしている）とポストコロナ社会とを関連づけて論じる研究者がいる一方で、公立の全日制や定時制の現場教員がコロナ禍のなかで通信制高校を想起することは、まず、ない。これは、むしろ当然のことである。というのも、公立通信制高校は長いあいだ高校教育界のマイノリティとしてあり、通信制高校で仕事をした経験のある教員は圧倒的に少数であることから「通信制の方法があるじゃないか。こんなときこそ、通信制高校の方法を活用しよう！」といった声が大きなものとはならないのである。だからこそ、私のように公立通信制高校に長く勤務した者は「通信教育からの提言」を発信しなければならないのだと思う。

■ひとつのプラン

私には具体的なプランとして、次のような取り組みが思い浮かんだ。

- ①公立全日制定時制高校が同じ自治体に設置されている公立通信制高校のレポートの版下をもらって印刷し、生徒に送付（またはデータ送信）して「自学自習」に取り組んでもらう（添削は、生徒の実態に合わせて運用する）。
- ②必要最低面接時間の取得は、緊急事態が去った後に集中的にスクーリングを実施することで確保する。
- ③試験は、緊急事態が去った後に集中的に実施する。
- ④緊急事態が年度の大半を超えてつづいたときのために、これらの方法による学習活動の実績は年度を超えて認めることを可能とし、年度を超えての単位認定ができるようにしておく。

なお、定時制と通信制との連携によって、定時制生徒が通信制のレポートで学ぶことで単位修得していく「定通併修」はすでに定着してきており、定時制ではこの連携を拡張していくことで対応する。また、全日制と通信制の連携については「学校外における学修の単位認定」（「学校教育法施行規則第97条 学校間連携」）を用いて対応していくことで、学校外における学習の単位認定の上限36単位まで認めていくことが可能（「同第99条」）である。こうした新しい取り組みには制度や手続きの面でさまざまなハードルもあるけれども、通信制高校に勤務経験がある教員であれば、このほかにもいろいろなアイデアが浮かんでくるはずである。とにかく、具体的なプランを提言できるように考えておくことは重要だろう。また、紙のレポートを用いて「いつでも、どこでも、だれでも」の取り組みを重ねてきた通信制高校の方法は、テレビ会議、Web会議システムやウェブを通して提供される学習コンテンツを活用できる環境にない生徒たちにとっても有効なはずである。経済的な面で条件不利にある生徒にとっても通信制高校の方法は有効なのである。

■生徒と教員のつながりが深くなる場合がある

全日制、定時制では「通信制は冷たい学校だ」「通信制は先生と生徒のつながりがうすい」といった声を耳にすることがある。その一方で多くの通信制勤務経験者からは「通信制という場によって、生徒と教員のつながりが深くなるということがある」といった声を聴く。生徒と教員は、レポートを通して一対一で向き合うことになり、教員も生徒を集団としてとらえるのではなく個としてとらえるようになる。レポートのやりとりのなかで、「全日制では先生とはまったく話をしなかったけれど、通信制に来てからは先生とよく話をするようになった」という生徒の声も出てくることになる。レポートによる自学自習を中心とする通信制では、教員が生徒の学習を支援するときに、「教える」ということと同時にレポートに「一緒にとりくむ」という雰囲気が出てくる。教える者と教えられる者という関係が相対化され、ともに学ぶ仲間ともいえる関係が生まれる。同じ時間、同じ教室に生徒が集団として集められ、同時に先生から教わる「近代学校システム」を相対化してみること。その相対化のための具体例として通信制高校の方法をこの機会に多くの教員が経験してみること。通信制高校の方法を用いて生徒と教員がともに学ぶ仲間としてコロナ禍を乗り越えていくことを考えている。

井上恭宏（神奈川県立相模向陽館高校）

2020年5月4日掲載

第5回 今こそ「大学通信教育」の活用を！

国の非常時には常に注目されてきた「通信教育」

新型コロナウイルス感染症という、この未曾有の国難のさなか、数多くの国公私立大学が「遠隔授業（メディアを利用して行う授業）」の実施に踏み出そうとしつつあります。この決断には多くの関係者の「学びを止めてはならない」という断固たる決意を感じるとともに、これまで通信・遠隔教育に携わってきた研究者、また実務者の一人としては、社会からの遠隔教育に対する未だかつてない視線と期待、そして遠隔教育そのものが今後大きく変わってゆくであろうという、ある種の確信めいた「流れ」を感じています。

実は、このような社会の非常時や、あるいは時代の大きな転換期において、国が「通信教育」に活路を見出したという出来事が、戦後の教育史においては幾度かありました。

たとえば大学教育においては、私立大学による「大学通信教育」が、「昭和22年に学校教育法によって制度化され、昭和25年には正規の大学教育課程として認可（文部省認可通信教育）」¹⁾されました。これは戦後の「教育の機会均等」という社会からの要請に応えつつ誕生し、その後は社会的役割を時代ごとに変化させつつ、今日に至っています。

また1950年頃から1962年にかけては「教育職員免許法認定通信教育」として、国立大学でも通信教育事業が実施されていたという事実²⁾があります。これは公開講座や認定講習等と並び、戦後の第1次ベビーブームによる小学校就学人口の急激な増加を予見した国（文部省）による、当時不足していた教員の養成、ならびに現職者の再教育のための教育政策の一環と見ることができます。

さらに今日、「大学通信教育設置基準」においては授業の方法のひとつとして「放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（放送授業）」が規定されていますが、その嚆矢は1958年の私立大学による（民法）放送の利用にあるといえます。ところが上記の国立大学における通信教育、特に北海道での事例においては、補助的かつローカルに限定された取り組みでありながらも、当時の北海道大学・北海道学芸大学（現在の北海道教育大学）・教育委員会・教職員組合・NHK札幌中央放送局が協力し、なんとその4年も前から「へき地教育放送講座（後に「現職教育放送講座」と改称）」として、放送を利用した教育事業が実施³⁾されていました。他のいくつかの県にも見られたこれらの取り組みは、後の（私立）大学通信教育における放送利用に影響を与えただけではなく、「放送による遠隔大学教育のモデル」⁴⁾として、今日の放送大学のルーツとのひとつともみられています。

このほかにも理・美容師の養成や税務職員の再教育など⁵⁾においても、通信教育が活用されてきたという歴史的事実があります。このように通信教育の歴史は、戦後の教育史と

リンクしながら今日にまで至っているとともに、国は常に社会の非常時や転換期に際しては「通信教育」とその活用とを念頭に置いてきたともいえるのです。

通学課程の学部等における「大学通信教育」の利活用

未だ混乱の収まらない中、2020年度の授業開始に向けて、各大学が尽力を続けています。その中で「遠隔授業（メディアを利用して行う授業）」の活用ならびに、これまで明示されてこなかった制度面に関する国（文部科学省）の解釈（メディアを利用して行う授業の受講場所に「自宅」が含まれる点⁶⁾、ならびに「教員が自宅において遠隔授業を実施」できること⁷⁾）等が示されました。これらの出来事は、わが国の通信・遠隔教育が、新たな局面を迎えたことを表しているといえます。

しかしその一方で、遠隔授業の実施にはいくつかの問題が立ちふさがっていると見えます。とりわけ、授業の実施・受講にかかわるデータの送受信量など教育・学修環境面の問題、大学側の設備やノウハウ、プラットフォームに関する問題等は、遠隔授業を成り立たしめる上で、避けては通れない問題であるといえます。

こうした諸問題の解決のためにも、「通信教育からの提言」として、今こそ「大学通信教育」の方式と知見とが利活用されてほしいと思います。

たとえば、大学通信教育の授業には「印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）」と呼ばれる方法があります。これは「四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位」とし「添削等による指導を併せ行うものとする」とされています。つまり教員・学生の手元に印刷教材等（いわゆる教科書）があり、適切なレポート設題とそこで併せ行われる添削等による指導という諸要件を満たすことにより、単位修得が可能となるわけです。遠隔授業に必要な膨大なデータ通信量と比較すると、eメールやLMS上でのやりとりで発生する通信量の負担が、ごく小さなもので済むということは明らかです。文部科学省におかれては、制度（設置基準等）の枠を飛び越え、たとえ当面の間の緊急措置的な扱いであったとしても、通学課程の学部等の授業にこれらの方式を取り入れるという案を、是非とも検討頂きたいと思う次第です。

また「単位互換」という方策も考えられます。通学課程の大学（学部等）と通信による教育を行う学部を有する大学（通信制大学）とが連携し、卒業に必要な単位数の一部に通信制大学での科目履修により修得した（印刷教材等による授業や放送授業による）単位を含めることを認めることにより、通学課程の大学の負担を軽減したり、あるいは従来から遠隔授業にも先進的に取り組んできた通信制大学と連携をすることにより、そうした大学や学部等の豊富な知見を、大学業界全体として今後の遠隔授業の実施にも活かすことが出来るのではないのでしょうか。

戦後の教育史の中にあって、常に困難を解決するための方途のひとつとして念頭に置かれてきた通信教育。今現在そこに携わる者の一人として、この未だかつてない難局にあつてこそ、これまで数多の人々の「学びたい」という意欲と願いとに光明を示してきた「通信教育」の制度と知見、方法等が利活用されてほしいと思います。

山鹿 貴史（八洲学園大学）

- 1) 公益財団法人私立大学通信教育協会, 「大学通信教育とは」
<http://www.uce.or.jp/about/> (2020年4月27日 最終閲覧)
- 2) 山鹿貴史・鈴木克夫, 2018, 「国と通信教育 ―戦後大学政策における伏流の系譜―」
『平成29年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会.
- 3) 北海道大学 編, 1980, 『北大百年史 部局史』ぎょうせい.
- 4) 赤堀正宜, 1992, 「教師教育における放送の役割 ―『北海道現職放送教育講座』の事例を中心に―」『放送教育開発センター研究紀要』第7号、放送教育開発センター.
- 5) 河崎吉紀, 2008, 「福祉としての通信教育 ―勤労青年から引きこもりへ―」佐藤卓己・井上義和 編『ラーニング・アロン』新曜社.
- 6) 文部科学省, 2020, 「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）元文科高第1259号 令和2年3月24日」
- 7) 文部科学省, 2020 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について 事務連絡 令和2年4月1日」

2020年5月7日掲載

第6回 緩い「つながり」の遠隔教育

「私は通信教育で救われました」

これは、社会通信教育の受講者で文部大臣賞（当時）を受賞したビジネス・パーソンという言葉です。

この方はうつ病のため長期入院を強いられ、毎日、ぼんやりとした不安のなかで療養生活を重ねていました。もんもんとした生活で、なにもやる気にもなりません。見るに見かねたのでしょうか、医師から通信教育をやってみませんか、と勧められ、社会通信教育のパンフレットを渡されました。通信教育には興味もなかったし、特別に学びたい分野もありませんでした。しかし担当医師から熱心に誘われたので、学べそうな実務統計の講座を始めました。

統計に特に興味があったわけではなかったようでした。ただ、療養のルーティンに従うように、印刷教材や機関紙を読み、練習問題を解き、レポートを書き、添削指導を受けました。そのうちにこれまで経験したことのない暮らし方をしていることに気づきました。読んだり例題を解いたりしているときは、病気のこと、慌ただしい仕事のこと、家族のことなどを忘れて自分を発見することができたのです。返送されてきたレポートの成績や評価をよく読み、教材の復習をし、また返送し直しました。実務統計に興味ももてるようになったというより、通信教育の講座の学習に没頭できたので、逆に今までの視野狭窄に気づき、その「とらわれ」から解放され、少しずつ治癒していったそうです。

社会通信教育ではスクーリングや面接指導はありません。ですから、実施団体、その支援者たちもメディア（上の事例では郵便や電話のみ）を活用し遠隔学習の支援をしています。例えば、添削指導者はレポートの評価だけではなく、受講者一人ひとりに向けたメッセージを添えます。通り一遍の「よくできました」ではなく、「〇〇さん、今回はよく努力されたことがわかります」という私信のようなメッセージを添えます。正解の周辺にある知識を添えることもあります。具体的に、教材の〇ページを読み直してください。間違ってもいいですからまたレポートを送ってください、というような助言を添えることもあります。ちなみに、レポートには学習して感じたことを書く欄も設けている講座もありますから、この感想を参考に添削者は評価とは別に返事も添えていたのです。

通信教育の弱点は学習の継続がむずかしい、途中で脱落する人が多いことです。しかし、このようなブーメランのようなメッセージの相互交流があると、受講者は学習を続けます。実施団体も修了期間の延長などの配慮をしています。スクーリングも面接指導もありませんから、遠隔教育だけでできるサービスを展開しています。もちろん、近年はメールでの「やりとり」、動画配信、DVDもあります。

先の受講者はこうした「やりとり」をしているうちに、病気と格闘しながらも、通信教

育に熱心に取り組みはじめ、大臣表彰を受けるに至ったのでした。療養生活も終え、職場にも復帰、表彰式で初めて会った私にはうつ病に苦しんでいた方とは思えませんでした。また、実施団体の代表者には側面から支援してくれた感謝の言葉を繰り返していました。

「間柄」より「事柄」に専念

この種の事例を大学通信教育でも経験しましたので、通信教育にはある種の治癒力があるように思えます。もちろん通信教育で病気が治るなどと言うものではありません。しかし、医療も究極的には本人の自然治癒力で依存するように、学習支援も学習者のもっとよく学びたい、もっと善く生きたいという、本人も自覚していないような本心を援助することにあるのではないのでしょうか。

世の中はこの本心を抑えるメカニズムが働いています。日本人の人間関係です。うつ状態で悩んでいる患者さんの主因は人間関係があるといわれています。職場の上司や同僚や部下との対立・軋轢を避けるために、自分の主張や希望を抑制しようとする傾向があります。いじめを受けたり不登校になったり生徒たちは、教師や友人などに気づかいすぎ、相談したり質問したりできなくなります。こうした傾向が続くと、人はいつも緊張関係を強いられストレスをため込んでいきます。

タテマエでは個性重視といいますが、個々の企業文化や個々の学校文化に合った個性がないと居心地が悪くなります。先行研究が明らかにしてきたように、日本ではいわゆる「空気」を読まなければなりません。職場、授業・部活、お隣さんの「空気」を意識した協調性が求められます。転職、引きこもり、不登校などはこうした「空気」からの緊急避難ともいえます。

また、高いコミュニケーション能力が標榜されていますが、やっかいなことがあります。日本語の対面コミュニケーションでは話し手と聞き手との人間関係を組み込ませる機能が働きます。この「磁場」では、尊敬語、謙譲語、タメロなどを駆使しなければなりません。匿名SNSの書き込みが自由なのは、逆に、対人関係を意識せずに発信できるからでしょう。「千円からお預かりします」調のコンビニ用語も、対面する客との関係を意識せずに言える表現だからです。逆に、対面コミュニケーションの場で日本語の機能に引きずられると、対等な会話ができない状況が生まれます。率直な意見や才気走った質問はご法度、という職場や学校は少なくありません。

先の事例が示すことは、通信教育で学んでいるかぎり、その時には職場や学校や家族などの人間関係からいったん離れる場ができます。職場や学校のように相手との間柄から学ぶのではなく、事柄だけから学べばいいのです。音楽療法や園芸療法は、楽器や草花と自分とだけ向い合っていればいい関係を用意します。事柄の真偽や正誤からだけ学び、上司や教師との間柄、相手の人柄に縛られずに、学べます。

とりわけ社会通信教育では評価はあっても単位、資格取得、卒業資格などを求める受講

者はいませんから、コミュニケーションも対等です。基本的にはテキスト（文字・数字、音声、映像モードなどを含む）の「やりとり」だけです。この「やりとり」が進行するうちに受講者と指導者・支援者との「つながり」も形成されていきます。また、指導者・支援者も「つながり」が中断しないように、ブーメランのごとくに、受講者への1対1の応答を懇切にする必要があります。もちろん受講者は学生・生徒ではありません。消費者ですから、クレームもあります。懇切な対応を怠ればビジネスも成立しません。

つまり、遠隔教育の特長はいったん人間関係から離れ、事柄（学習内容）から学ぶことができる点にあります。また対人関係を意識した場ではないので、客観的な記述ができ、対等な相互交流が可能です。しかも読書やブログとは異なり、書いた文章に対し専門家からコメントが戻ってくるので、自己流の理解が避けられます。前述のように、解答への評価だけではなく、インフォーマルな助言が得られることもあります。こうした複合的な「やりとり」があれば、生身の人間教師でなくとも、メディアを通じて、ほどよい「へだたり」（遠隔）のある人間関係、緩い「つながり」が得られていきます。この緩い「つながり」から新しい堅い「つながり」も生まれますし、緩い「つながり」で学び続けることもできます。

第4回の提言で、井上恭宏会員が「通信制（高校）に来てからは先生とよく話をするようになった」という生徒の声を紹介しています。その理由は「『教える』ということと同時にレポートに『一緒にとりくむ』という雰囲気が出てくる」点にあると指摘しています。単位の認定、進学・卒業がある高校の通信教育課程でも、社会通信教育のように、共に学び合う方向は可能なのです。同時に、メールだけの「やりとり」ではなく、適宜、面接指導で補完している実態が報告されています。

対面方式から遠隔方式へ

「間柄」や「人柄」を軽視した「脱人間」の遠隔教育でクールな「無縁社会」をつくろう、というわけではありません。世の中が困難な状況に陥ると絆、堅い「つながり」が強調されます。心情的にはわかりますが、この堅い絆は内輪だけの、排他的な「つながり」になりかねません。

大学通信教育のスクーリングや学習会でよくこんな光景を見ました。あるグループが仲間として親しく話しています。久しぶりに再会できたうれしさで、仲間内だけで通用するジャーゴンなどで盛り上がっています。しかし、この盛り上がりには圧倒的に多い他の出席者――もちろん社会人や高齢者――はかえって孤独感・疎外感を味わいます。なかには不快感をもつ学生さえいます。私は教員としてこの「空気」をなだめる役割を果たしていました。教員としては一部とはいえ連帯感の強い受講者がいることは講義や演習を進めやすいのですが、圧倒的に多い他の受講者に「アウェイ感」をもたせないよう調整をしたものです。

社会人を対象とした遠隔教育では、対面教育においても緩い「つながり」が必要です。かつてグラノヴェーターは「弱い紐帯がもつ強さ」を提起しました。「強い紐帯」は情報を閉鎖的にするが、「弱い紐帯」は新鮮で有益な情報が得られる開放的ネットワークを形成する、という仮説です（注1）。先の事例も、社会通信教育で学ぶことによって職場や家族の堅い「つながり」からいったん離れることができた、といえます。テキストやレポートを通じて添削指導者やその団体と緩い「つながり」と「やりとり」ができたのです。

やむを得ない状況からとはいえ、緩い「つながり」を促す「ナッジ（nudge 小さな誘導）」が展開されつつあります。「理性の狡知」というべきか、デジタルな「やりとり」で緩い「つながり」が始まっています。

例えば、企業においても在宅勤務、テレワークが実際に導入されています。同一の時間に、同一の場所で、社員一丸となって励むシステムは変わりつつあります。長く慣行化してきた通勤というシステムも、在宅勤務でも可能であることがわかってきました。わざわざ本社に全国の新人社員を集合させて行ってきた新人研修も、テレワークとして実施されつつあります。

「ハンコ・紙・面談」のお役所仕事もデジタル化へ移行する措置をとり始めています。医療も遠隔方式で相談、投薬が可能になりつつあります。日常的な買い物も宅配で代替可能であり、遠隔方式によるショッピングが活発になってきました。

したがって、対面の場でしか学べないと思われてきた暗黙知も、言語化・映像化し遠隔方式で伝達することが可能であることがわかってきました。

もちろん、「空気を読む」ような非言語コミュニケーションの言語化は難しいでしょう。人と膝を交えて話す会合などでは、話の内容よりも相手の口調やゼスチャーなどから話し手の感情も理解しなければなりません。話し手も、聞き手たちの顔の表情や姿勢などから、場の雰囲気を感じながら、話を進める必要があります。この非言語コミュニケーションも重要な意味があります。こうしたメッセージとメタ・メッセージの複合的なコミュニケーションをなんでも言語化・映像化できるわけではありません。言い換えれば、形式知による遠隔方式での伝達の比重を高めれば高めるほど、形式知に変換できない暗黙知が発見され、その重要性も相対的に高く評価されるでしょう。職場での仕事、教室での対面授業の重要性が再認識されるでしょう。

さはさりながら、現下の状況は遠隔方式の「ナッジ」が進行しています。

通学方式の大学でもオンライン授業が積極的に採用しています。田島貴裕会員の提言にあるように（第3回）、通学課程でも遠隔授業は以前から法的に可能になっています。井上恭宏会員（第4回）や土岐玲奈会員（第2回）も分析しています——通学課程の高校でも、小・中学校でも部分的であれ、特別のケースであれ、以前から法的に通信教育や在宅学習が可能である、と。小・中・高等学校、大学で、学習塾や予備校も急ごしらえながらオンライン授業を実施しています。

遠隔教育の導入は、現在の法制でも可能なのです。今（5月3日時点）、「9月入学

制」が議論されつつあります。このような対面教育の「改革」より遠隔教育の導入・実施のほうが法制的にも現実的なのに、です。

対面教育という岩盤

しかし、です。対面教育という岩盤、通学方式という岩盤が容易には崩れません。高等教育では遠隔教育を導入しませんでした。通信制大学院（修士課程）が導入されて20年。戦後、70年あまりの通信教育の歴史があるのに、です。小・中学校、高校でも同じです。学習塾や予備校などの民間の業者は導入してきた実績がありますが、正則の「学校式教育」では対面教育偏重です。古壕典洋会員（第1回）が思い起こさせた終戦後、教育の機会均等をうたって生まれた社会教育も、公民館へ通う、カルチャーセンターへ通う学習支援でした。社会通信教育の振興は衰退し、受講者数は減っています。

私たちの「教育」は明治以来、対面教育・集団教育という岩盤を形成してきました。

ただ、先のような「ナッジ」は生まれています。通勤の偏重、有給休暇もとれない「通勤制度」の岩盤には亀裂が入ったようです。明治期からの通学方式が下支えしてきた「通勤制度」が在宅勤務やテレワークで代替可能であることが実証されていけば、通学方式・対面方式も変わるかもしれません。

ソーシャル・デスタンスが推奨されています。私はそれが「心理的距離」の再評価につながってほしいと考えています。繰り返しますが、緩い「つながり」、「弱い紐帯」の意義です。

明治政府が批判した幕藩体制のもとでも、身分制社会でも、趣味の仲間、詩歌・芸能などの組織では身分を離れ、私的な領域をつなぐ「弱い紐帯」が容認されていたという実証的研究があります（注2）。徳川期の固定した秩序の内部でも対等なコミュニケーションがあったとの研究です。開放的な民主的社会を標榜する社会でも、この江戸時代の知恵に学ぶべきだと思います。明治以来の、戦後も持続した「学校式教育」偏重の対面教育の岩盤を崩すことができる知恵がここに 있습니다。

白石 克己（元・佛敎大学）

注

1 M・グラノヴェター（渡辺深訳）：転職ーネットワークとキャリアの研究 ミネルヴァ書房 1998

2 池上英子：美と礼節の絆ー日本における交際文化の政治的起源 NTT出版 2005

2020年5月18日掲載

第7回 大学にもたらされた変化、もたらされない変化、未来の可能性

大学にもたらされた現象としての変化

学校現場が臨時休校になり久しい。未だなお、多くの学校がその影響にさらされている。大学に目を向ければ、通学制では授業の開始時期を延期した大学が約9割に及び、半数の大学は遠隔授業の導入を実施・予定している。遠隔授業の導入は国立大学に限れば7割にも上ると文部科学省調査（4月23日付）では示されている。コロナ禍のなかで、新しい技術の導入は急速に進んだ。文部科学省は5月1日の事務連絡「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」の中で、大学設置基準第25条第1項にふれながら、本年度は「特例的な措置」であるとして以下のように記述している。

面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

筆者は、この記述を複雑な想いで見ていた。複雑には、この記述への安心と、今後どうなるのだろうかという想いがある。

まず、安心した部分を論じたい。昨今、遠隔教育、特に通学制の遠隔授業の導入は急速に進んだ。そこでは、学修の保障が謳われつつも、形だけの保障論になりはしないかという懸念が筆者にあった。学修の保障は質の担保を伴ってのことなのだから、機会を提供するだけでなく、その機会の質が肝要だからである。この点については、上記の動きを見る限り、徐々に追い付いてきたように見える。

ここからは、安心したうえで、今後どうなるのだろうかと考えた部分について論じたい。

今回、遠隔授業は急速に進展し、これは何らかの形で直近の教育現場に影響することとは間違い無い。と同時に、そこにはいくつかのシナリオが考えられる。

シナリオ1：

- ・遠隔授業が教育を変える、教育の可能性を広げる（定着し、大きく教育が変わる）

シナリオ2：

- ・遠隔授業は選択肢の1つになるが、教育は対面重視に戻っていく（多少のみ定着する）

シナリオ3：

- ・遠隔授業は嵐のようにやってきて、嵐のように過ぎ去っていく（ほとんど定着しない）

現在の状況からは「シナリオ1」を想定する人も少なくないだろう。少なくとも影響があり、教育が変わる「シナリオ2」を想定する人は多いだろう。だからこそ、情報格差や、学生の通信料の問題などが議論されているのでもある。

だが、実際は「シナリオ3」に落ち着く可能性が高い。「やってみただけ、やっぱり対面だよ。対面にはかなわないよ。だって、遠隔授業は補助手段だから」。人々がそう感じて終わってしまえば、対面こそが教育だという発想は変わらないし、補助手段としての価値が高くないとみなされれば、遠隔授業が1つのブームで終わってしまう可能性もなくはないのである。

そのように述べる背景には、現在の遠隔教育の捉えられ方の課題がある。

大学にもたらされないかもしれない認識の変化

筆者は今、通信制大学に所属している。本学ではオンデマンド型ではなく、同時双方向のオンライン授業が主である。先日、本学で研修があり、その中で「対面授業での活動」と「ライブ配信で使う機能」の対応について解説があった。対面と同じことがライブ配信でできるという趣旨なのだろう。通信制大学でもそのような認識がある。

確かに、オンライン授業であってもグループワークは可能だし、アクティブ・ラーニングもできるに違いない。

だが、ここで立ち止まってみたい。オンライン授業は対面授業と同じことをやらないといけないのだろうか。同じ質の担保には、同じ方法の担保は必要なのだろうか。同じ質の担保は、学修成果が同質（同レベルの到達度）であればよいということではないのだろうか。

例えば、「アクティブ・ラーニング」という概念1つとして、通信教育にもアクティブ・ラーニングの要素はある。なぜならば、「通信教育において自学自習の成果をもってスクーリングに参加し、さらにその成果を持って自学自習に励む」、その営みをとってみれば、そこには学修者の主体性があり、レポートでの教員とのやり取り、スクーリングでのディスカッションやワークを通じた対話があり、対面のみならず自学自習のみでもない多様な学修形態の組み合わせによる深さがあるからである。そこには方法論の違いを超えた、理想とする教育に向けた取組みがあった。このことは通信教育を包含する（広義の）遠隔教育においても同様のはずである。

にもかかわらず、私たちは、この状況下で遠隔教育を狭義に捉えるのみで、対面教育の単なる代替と考えてしまっていないだろうか。そこに広がる世界、本提言の井上氏(第4回)や白石氏(第6回)の伝える豊かな世界を見落としてはいないだろうか。

山登りになぞらえて

以上を受けて、今後についての明るい未来も考えてみたい。

そのために、話を少し広げて、通学制での遠隔授業に限らず、通信制についても含めて考えたい。通信制大学には今、多くの社会人が多く学ぶ。彼らは学歴上では通学制の大学生と同じ高卒であったり、違って大卒であったりする。このような学歴上の多様性以上に、彼らの生きてきた道のりは、長さも含めて通学制の以上に多様である。すなわち、通学制と通信制では、大学という山の登山口が違うことも少なくない。そして登山口の違う2つの学生たちは、同じ卒業（あるいは学修目標の到達）という山頂を目指す。だが、登山口が違う以上、その道のりは違っていいはずである。さらに、こと通信制の中では、その山の頂も本当は1つではなく、学生それぞれの山の頂があるのかもしれない。

このように通学制と通信制の個々の特徴に着目し、あるいは多様な学生のいる通信制の特長に着目すれば、違いがあることも想像しうる。そして実は、このような多様性に沿った考え方は通学制の中でも言えているはずなのだ。

通学制は確かに、学生層の点で比較的集中した世代や似た背景になりやすい。だがそのような場であっても、仮に登山口、山の頂に共通性があっても、登山ルートは1つとは限らない。それは対面授業中心のルートかもしれないし、遠隔授業中心のルートかもしれない。そうした学びの多様性は大学個々では実現しづらいかもしれないが、大学業界全体では実現しうると考えられる。

今、この遠隔授業の急浸透の先には、2つの可能性ある世界が待っているのかもしれない。その1つが、各大学が対面授業と遠隔授業を上手に使いこなす未来であり、もう1つが、例えば通学制であっても対面教育に強みを持つ大学、遠隔教育に強みを持つ大学というように大学ごとでの多様性が広がる未来である。これらの未来では、現在のように均質な空間でのアクティブ・ラーニングではなく、個々の学生自身が学修をデザインした、より本質的なテーラーメイドのアクティブ・ラーニングが実現するのではないだろうか。実は、そのためには、遠隔教育の意義、可能性、限界を含め、「遠隔教育とは何か」への本質の追求が必要なのだ。まさに求められるのは自立した教育手段としての、学としての遠隔教育の確立なのである。

石原朗子（星槎大学）

2020年5月31日掲載

第8回 コロナ禍後の大学通信教育

筆者が、本稿を執筆している2020年5月13日現在、新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」が全国各地に発令され、一部の県にて解除される報道がなされている。筆者は、神奈川県にある工科大学の教務担当者として、オンライン授業推進する立場にある。その立場で、他大学を含めたあらゆる情報を見聞きする中で、「コロナ禍後の大学通信教育」に注視すべきだと考えるようになった。本提言では、その注視すべき理由について、大学における「通学課程」と「通信教育課程」の側面から述べ、「コロナ禍後の大学通信教育が果たすべき役割」について述べたい。

「コロナ禍後の通学課程」

まずは、通学課程については、以下の2つが生じると推測している。

- ① 経済難による退学者が急増。
- ② オンライン授業から対面授業に切り替わり、対面授業による学習に適應できない学生が一定数生じて、退学者が増加。

上述①については、学費減免などの制度が各大学で導入される動きはあるものの、限定的かつ、一時的な対応となることは明らかであり、翌年以降の対応は流動的である。また、国による修学支援新制度の適用も想定されるが、これも全額の給付に至らないことが想定されるため、劇的な退学者の抑制に結びつくとは言い難い。加えて、新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波による影響も予想され、これらを踏まえ、退学者は急増すると推測している。

そして、②については、オンライン授業を受講したことにより、オンライン授業の魅力に気付くと共に、対面授業に切り替わったことへの適應が出来ない学生が出現し、退学につながることも推測できる。

オンライン授業に関する実態については、京都ノートルダム女子大学の教務委員会による調査結果が参考になる。京都ノートルダム女子大学では、オンライン授業開始2週間後にオンラインによる調査を行い、全体で53.1%の回答を得ている。具体的な質問項目として「オンライン授業で困っていること」と「オンライン授業で良かったと思うこと」に関する複数回答選択による調査を行っている。ここでは、1年生の回答を、以下の表にて抽出し紹介したい。

Q. 「オンライン授業で困っていること」

第1位 (62.0%) コンピュータの操作に慣れていない

第2位 (54.3%) 勉強のペースがつかみにくい

第3位 (38.8%) 先生に質問がしにくい

※上位3位までの回答を抽出

Q. 「オンライン授業で良かったと思うこと」

第1位 (71.7%) 自分のペースで学習出来る

第2位 (69.6%) 自宅で学習出来る

第3位 (42.0%) 復習が何度も出来る

※上位3位までの回答を抽出

この結果を踏まえて「困っていること」の上位については、いずれも時間経過とともに改善できる課題である一方で、「良かったと思うこと」については、第2位の「自宅で学習出来る」は、新型コロナウイルス感染症への不安からの回答と推察できるが、第1位と第3位については、本来の「大学通信教育」が有する利点と言える項目である。その上で、緊急事態宣言解除後に対面授業へと切り替わった際に、「自分のペースで学習できる」環境を担保できる授業を展開しないと適応できない学生が一定数生じると推察している。無論、一大学の調査結果のみで断定することが難しいが、多くの大学において似たような実情を抱えているのではないかと推察する。

「コロナ禍後の通信教育課程」

そして、この逆転現象として、コロナ禍後の通信教育課程では③と④により、学生数が増加に転じると推測している。

③ 経済難により通学課程を退学した学生が編入学。

④ オンライン授業を望む学生が編入学や新規入学が増加。

上述③について、授業料などの側面から推察しており、④については、意図せずに、学生がオンライン授業を経験したことにより対面授業ではなくオンライン授業を望む学生の編入学が増加すると推察している。

この理由の土台となる事実として、二つのことを示したい。まずはじめに、筆者は、本学会の幹事でもある八洲学園大学の山鹿貴史准教授と共に、昨年12月に文部科学教育通信にて、「日本における大学通信教育を考える 近未来の大学通信教育～不安と希望～」と題した寄稿を行っている。

この寄稿では、これまでの約70年に亘る日本における大学通信教育を概観し、近未来への不安と希望を記している。具体的に、「不安」として政府による「修学支援新制度」により、経済的不安が解消され、通信制大学および夜間（二部）大学への影響が生じることに言及し、「希望」については、近年、生徒数が増加傾向にある通信制高校について、通信制大学も併設する学校法人が多くあり、これから通信制による高大の接続が加速する仮説については言及した。

さらに、筆者は、今年1月に教育学術新聞にて「大学通信教育の今日的役割 これまでとこれからの大学通信教育」と題した寄稿を行い、これまでの大学通信教育の3つの役割

として「高等教育の機会均等を担う役割」、「免許・資格取得支援機関としての役割」、「専門学校との併修制度による役割」を紹介し上で、「これからの大学通信教育」について、「通信制高校卒業生の進学先としての役割」を紹介し、現に平成25年度と平成30年度による大学通信教育課程の学生数における年齢構成比について「18歳から22歳」が人数および割合が増加していることに言及した。

「コロナ禍後の大学通信教育が果たすべき役割」

総じて、コロナ禍以前から、筆者は、今後の「大学通信教育」に明るい見通しがあることについて言及してきた。これは、繰り返しとなるが通信制高校から通信制大学に進学を前提に言及したものであるが、今般のコロナ禍により、通学制高校および大学における通学課程で学ぶ生徒・学生は、その多くは意図せずオンライン授業を経験した。この授業形態が長期間に亘り生徒・学生に展開され、潜在的かつ好意的に授業を評価しているとしたら、進学先として「通信制大学」が挙げれば、「大学通信教育」は、さらなる明るい見通しとなるであろう。

最後に、改めて、前出の筆者による「教育学術新聞」にて論じた総括を再掲し、提言としたい。

総じて、それぞれの役割が展開され、時には、重なり合いながら「大学通信教育の今日的役割」が認知されてきた。その上で、これからの大学通信教育は、教育権を保障すべき教育機関に勤務する教職員が、大学通信教育の在り方を含めた魅力を情報として発信する過程で、今日的役割を確認しながら、その価値を認知してもらう普及活動が必要である。更には、入学者を退学させることなく、卒業に導くための支援体制構築や障害者を含めた多様性を意識したダイバーシティに基づく授業設計や教材開発が大きな課題であり、これが「大学通信教育の社会的責任」であるのかもしれない。そして、「大学通信教育の社会的責任」を果たすことが、これからの大学通信教育の未来を創造する手段になるのではないだろうか。

寺尾 謙（神奈川工科大学）

引用参考文献>

- 1) 京都ノートルダム女子大学教務委員会, 「オンライン授業に関するアンケート（学生）結果概要報告」 https://www.notredame.ac.jp/pdf/cms/2020online_houkoku.pdf
(2020年5月16日最終閲覧)
- 2) 寺尾謙・山鹿貴史, 2019, 「日本における大学通信教育を考える 近未来の大学通信教育～不安と希望～」『文部科学教育通信』ジアース教育新社, No.474, pp.32-34.
- 3) 寺尾謙, 2020, 「大学通信教育の今日的役割 これまでとこれからの大学通信教育」『教育学術新聞』日本私立大学協会, 第2795号, p.4.

2020年6月7日掲載

第9回 不測の事態で試される教育の質

新型コロナウイルスは社会に大きな影響を及ぼし、人の生活、経済、政治、そして教育までも変えようとしています。東日本大震災で原子力発電所が想定外の津波により破壊され、メルトダウンするという不測の事故が起きました。今回のコロナウイルスによる影響もまさに不測の事態です。不測の事態が起きると様々な問題が露見してきます。

教育においても三蜜を避け、通学授業の代わりにオンライン授業が多くの教育機関で行われています。国内の小・中・高校のICT活用教育が始まってから25年経っていますが、未だに国内の教育のICT化は諸外国に比べればかなり遅れている状況です。コロナウイルスの影響で政府や自治体はオンラインでの授業実施に向け、「学校のパソコンの充足」や「無線LANの整備」の必要性を真剣に考え始めました。かなり前に整備されていたはずの環境ですが、これまで後回しにしていた「つけ」が回ってきたとも言えるでしょう。突然オンライン学習が必要になったから環境を整備しようと言い、それで整備されたとしても効果的なオンライン学習ができるはずはありません。国内のオンライン学習が普及しない最大の原因は教員のICT活用スキルにあるからです。単純に黒板を使った通常の授業を撮影して、動画で見られるようにするというだけでも、機器を使う技術的なスキルはもちろんのこと、対面ではなくネットワークの向こう側にいる学習者を意識しなければなりません。特に授業で重要となる「発問」の技を発揮できません。オンラインでの授業経験がない教員にとっては大変でしょう。

私が所属する大学でも少なくとも春学期はオンライン学習に移行することになりました。現在、多くの大学がオンライン学習を推進するためのe-Learningシステムを保有していると思います。それでも数十年前に既に100%の大学がe-Learningシステムを有している欧米と比較すると日本の大学の整備は遅れています。しかし、e-Learningシステムを有している大学でさえ、今回のコロナ対応のオンライン学習に対して、そのシステムが役立たなかったことに気づいたのではないのでしょうか。ほとんどのe-Learningシステムは対面授業の効果を上げるために、ブレンド型の利用形態を想定しています。そのため、数千人の通学の学生が一斉に（カリキュラムに即して）システムを利用する事態を考えておりません。その結果、同時アクセスにシステムが耐えられず、やむなく自前のシステム利用を断念した大学も多く出たのではないのでしょうか。これも不測の事態です。通信教育をe-Learningで提供している大学では、数千人の学生が居てもほとんど問題ありません。学生によるアクセスが分散されているためです。通学の学生全員がカリキュラムに即したオンライン学習を行うことを想定したシステム設計になっていなかったため、大手企業が無

償で提供しているシステムを利用しているのではないのでしょうか。例えばオンデマンドの学習が可能な Google Classroom や同時双方向の学習が可能な Google Meet、あるいは Zoom といったシステムが利用されていると思います。不測の事態でも耐えられるシステムを世界中のユーザを対象に提供している大企業の施策と実践に、改めて感服します。

今回のオンライン授業は教員の質や学生の質を見極めることにもなっているのではないのでしょうか。今年度に限り著作権者の利益を不当に害することになる場合を除き、授業目的のために無償で他者の著作物を公衆送信できることになっています。このため、他者の著作物を教材としてオンライン学習システム上に掲載し、課題を提出させるといった「授業もどき」が行われているかもしれません。あるいはパワーポイント（PPT）で作成した資料をシステムにアップし、同様に課題を提出させる「授業もどき」が行われているかもしれません。PPT はプレゼンテーションツール、すなわち、プレゼンテーションする側にとってツールであって、ラーニングツールではありません。ポイントだけが書かれているため、独学できる教材ではありません。それを基に学習させようとする自体、学習効果は期待できません。こういった授業では教員が存在する意味がありません。例えば、PPT 資料を教材として使う場合でも、その資料を詳しく教員が説明した動画を教材として提供する、あるいは理解を容易にするための補足資料を提供するなど、学習者が独学できるような学習環境を提供することが教員にとって必要となります。

それから、授業を成立させるためには学習者との双方向性が確保される、すなわち、学生の意見をくみ上げ、それに教員がフィードバックすることや、学習者同士の意見交換の実現が必要となります。通常の大教室での対面授業と比較すると、オンライン授業では教材作成や学習者への対応において、教員の負担はかなり大きくなります。それをきちんと行っているかどうかで教員の質も評価されます。学生から評価されることとなります。これまでは授業で教員が学生を評価してきましたが、オンライン学習になると、教員は教育の質を学生から評価されることになると思います。

さらに、オンライン学習では生徒の質というか、学習に積極的な学生ほど効果的な学習ができるものとも言えます。もちろんこれは教員も積極的に授業に参加しているということが前提です。大学ではゼミという少人数授業の他に大教室の授業が多く存在します。対面の大教室授業を実践するなかでは、学生からの意見や発言はほとんどありません。これは質問が無いためではなく、「質問や発言をしないという周りの雰囲気」に従っているためです。これがオンライン学習になると、学習に積極的な学生は質問や発言をします。オンデマンドの形態では個人ごとに授業時間外でも質問や発言ができるため、対面授業には見られないことが起こります。教員がそれに回答するとその学生にとって有意義な学習に繋がります。中には、1人の学生と数回にわたって意見のやりとりも交わされます。これは私が今行っている授業の中で経験していることです。このことは、学習に積極的な学生にとっては対面授業以上に学習内容の理解が進み、教育の質が向上することが期待できます。

このように不測の事態が教育の質、教員の質、学生の質にまで影響を与えています。これまでなかなか気づかなかったことが不測の事態によって、新たに露見されてきます。これまで実践しなかったことが実践せざるを得ない状況になってきます。これは良いことだと思います。人は何も起こらなければこれまで行ってきたことが当たり前のことだと誤解してしまい、それがおかしいことだとも感じません。オンライン学習の重要性に気づき、もしかしたら小・中・高の教育の ICT 化も他の国並みに環境整備が行われ、教員のスキルアップにも力が注がれるようになるかもしれません。

誰一人としてコロナウイルスの発生や蔓延を歓迎するものはいません。教育においても児童・生徒・学生から学校における学習の場と機会を奪ってしまいました。学習する権利の侵害、教育の不平等などの悪影響は非常に大きいです。そのなかでコロナがもたらした功罪の「教育に与えた功」を敢えて考えてみると、教育改革、しかも教授する者の考え方、そして学習する者の考え方、さらに教育（学習）環境を変えざるを得ない状況にしたということではないでしょうか。この経験を機に、教授者、学習者そして組織が改めて教育の質を考えることになることが救いだと思います。

篠原正典（佛教大学）

2020年6月14日掲載

第10回 オンライン教育推進で忘れてはならないこと

感染症と歴史

新型コロナウイルス感染症の拡大にかかわって、歴史を見直すことが多くなった。世界史においても日本史においても、今までの自己の学習履歴は、多くは権力闘争の歴史を概観することであり、せいぜいその因果関係を考察する程度であった。しかし、感染症という切り口で歴史を見ていくと、感染症がいかに大きな影響を与えたかが分かってきた。

山川出版社の『詳説 世界史研究』を読むと、アテネがスパルタとの戦い敗れたペロポネソス戦争に感染症（疫病）が関わっていることがさりげなく記述してある。アテネはペリクレスの指導の下に市内に立てこもりスパルタを迎え撃ったが、そのペリクレスは疫病で命を落とし、人口が密集したアテネ市内で多数の市民も疫病で命を失ったのである。私はスパルタの軍事力がアテネを圧倒したと思っていた。

『感染症対人類の世界史』（池上彰・増田ユリヤ）にはペストの流行で教会の権威が失墜し、それがルネサンスや宗教改革につながったとの記述がある。ニュートンもペストを逃れて故郷にもどって「万有引力の法則」を発見したらしい。こうした認識をほとんど持たずに歴史を学んでいた方は多いのではないだろうか。歴史を感染症の視点で見ることが大切であるように、教育も多面的に見ていくことは必要である。

個別最適化学習という媚薬

新型コロナ感染の流行に伴って学校教育の場ではオンライン化が進み、さまざまな場面でのデジタル化やICT化が追究されている。そのことにより近代学校の様相である「一斉授業」「同一空間」「同一教材」「同一年齢」は解体していくだろう。それは求めていたことだ。しかし問題は、どの道筋で解体していくのかである。

個別最適化学習への取組みが喧伝されている。この流れは止められないと思う。しかし、この個別最適化学習という媚薬は、個別最適化される環境というものが必要である。端末はあるのか、ネット環境はどうか。社会的格差が広がる中で「身の丈」が求められてはいないのか。そもそも個別最適化学習は、AIの支配に屈するプロセスと言えなくもない。AIに関しては、「車いすの天才科学者」と言われ、2018年に亡くなったホーキング博士が「AIは自らの意志を持つようになり、人間と対立するだろう。AIの到来は人類史上最善の出来事になるか、または最悪の出来事になるだろう」と言っている（博士の遺言）。AIがバラ色の未来だけを用意しているわけではない。そうした認識をどこかに持っていたい。

経済学者で思想家のジャック・アタリは、大手 IT 会社のいわゆる GAF A 支配が進むと気候変動や貧困問題に誰も取り組まなくなると指摘している（2019 年「東京会議」）。つまり、企業が世界を支配すると利潤追求が主になり、「公共性」というものが喪失していくのである。

教育の公共性

教育の商品化が極度に進んでいく可能性もある。経済産業省が提起する「EdTech による未来の教室」に依拠して発言する人が増えている。しかし、私が最も危惧するのは「民間教育と公教育の壁」を溶かしていくのを是とする論理だ。民間教育という名の市場原理が公教育を崩壊させないか。通信教育にかかわっている者にとって、株式会社立高校であったウイツツ学園高校の就学支援金不正受給問題は忘れられない。「公共性」を失った企業の論理は利潤を求めて暴走する可能性がある。

「社会とシームレスな『小さな学校』」というのも気になるところだ。一見、「学校化社会」批判にもなっているようだが、「小さな学校」は「小さな政府」を想起する。新自由主義的な言葉がさりげなく使われていないか。新自由主義の流れである構造改革によって郵政民営化が行われたが、当時は異議をとる人はそう多くはなかった。効率と成果が求められることを是としたからだ。しかし、民営化は郵政の不幸事を起こす源泉ではなかったのかという検討は必要だろう。急激な変化は大切なものを置き去りにする可能性がある。

先行研究をリスペクトしながら新規性を求めていく。これは研究するということの大切な道筋だ。しかしながら、教育の分野では留まることをしらない「教育改革」によって、かつてのスタイルが全否定される。チョーク&トークから脱却するのはいい。しかし、全否定してアクティブ・ラーニングに飛びついて、「深い学び」が忘れられては確かに困る。オンライン教育も同じことである。

「オンライン教育などの ICT を学校に導入しようという声が日本では今後高まるでしょう。ただし進め方によっては、そのせいで不平等が拡大する可能性があります。ICT 化の影響をきちんと調査すべきです」とは英オックスフォード大学の苅谷剛彦氏の話である（2020 年 6 月 4 日付「朝日新聞」）。このことを常に念頭に置かないと、「最悪の出来事」（ホーキング博士）が用意される危険性があると思う。

手島 純（星槎大学）

2020年6月21日掲載

第11回 「広義の遠隔教育」へのまなざしと学校内外における学習機会の保障

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大は、医療界や経済界のみならず、現代社会の様々な場面に大きな影響を与えた。教育界もその例外ではなく、子どもたちの学習機会を保障するため、教育現場では日々試行錯誤が続いている。こうした非常事態下において、急遽、政策提案として持ち上がった「9月入学」は、すでに日本教育学会「9月入学・始業制」問題特別検討委員会による提言⁽¹⁾や、荻谷剛彦氏（オックスフォード大学）らの研究グループによる報告書⁽²⁾で詳しく指摘されたように、拙速な導入を避け、中・長期的に議論を重ねる必要のある課題であろう。それでは、子どもたちの学習機会を保障するため、私たちが早急に検討して実施する必要がある課題にはどのようなことが考えられるのだろうか。

本報告を執筆している時点（2020年6月中旬）では、前述した日本教育学会に加え、教育に関する研究者や子ども支援を行うNPO法人⁽³⁾、また日本通信教育学会の所属会員等によって、すでに数多くの提案・提言がなされている。本報告ではこうして先行する知見を踏まえ、報告者が研究を続けてきた通信制高校に関する知見を援用しながら、「広義の遠隔教育⁽⁴⁾」を用いた学習支援・教育課程履修システムの可能性について考えていきたい。

感染再拡大等による諸リスクに備えた「広義の遠隔教育」システムの整備

2020年6月中旬現在、緊急事態宣言が全国的に解除され、学校への登校が徐々に再開されつつある。分散登校の実施や間仕切り板による机間距離の確保、マスクやフェースシールド着用による授業実施等、教育現場では様々な感染防止策が実施されている。4～5月の休校期間における学習の遅れを取り戻すため、夏休みの短縮や学校行事の中止を決断した学校も全国的に多い⁽⁵⁾。しかし、これらの再編された年間教育計画は、学校への登校が可能との前提で成立するものである。今後、感染第2波の到来によって学校内で感染者が発生したり、再び緊急事態宣言が出されたりすれば、臨時休校等の措置は避けられないだろう。そうなれば、教育課程の実施状況には都道府県や自治体、学校単位で大きな差が生じ、それに伴う学習格差、学力格差が拡大する恐れが十分にある。また、卒業学年では必要な教育課程を修了することができず、入学試験や卒業等に影響する可能性も考えられる。

こうした感染再拡大等による諸リスクに備えるため、現行の学校再開ガイドラインに加えて、臨時休校時にも対応可能な、弾力的な教育システムの整備が急務であると考えられる。文部科学省は「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（2020年6月5日）を通知し、今後の子どもたちへの学習保障の在り方を示した。

そこでは特に、ICT 端末を活用した家庭学習のための環境整備が強調されている。確かに、再び不要不急の外出自粛を求められる可能性もある現況において、各家庭のオンライン学習環境を等しく整備することは重要である。ただ同時に、ICT を活用した家庭間での学習状況の違い⁽⁶⁾や、それに基づく家庭間での子どもの学力格差の（更なる）拡大⁽⁷⁾など、学校の教育内容をオンラインでの家庭学習で補完する上での懸念も少なからず存在する。

また、中教審初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第9回)」(2020年6月11日)では、非常時に備え、新型コロナウイルス感染症が収束しておらず必要に応じて臨時休業等が行われる「WITH コロナ」の段階と、感染収束後の「ポストコロナ」の段階とを区分し、ICT を活用した各時期での教育対策が詳細に議論されている⁽⁸⁾。ここでは、主に教師と児童生徒が ICT を活用してつながることを重視されているが、想定されている ICT の整備には現実的にどの程度の期間が必要なのか（今年度内に実現可能なのか）、児童生徒は ICT を学習面で使いこなすことができるのか、また、その学習効果はどの程度なのか等についても、慎重かつ丁寧な検証が必要だろう。さらに、年間教育計画の再編や学校内における感染症対策等、通常業務に加えて大きな負担を強いられている学校教職員に対し、対面指導と ICT を活用した遠隔・オンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式への転換を早急に求めることにも、慎重かつ丁寧な姿勢が必要である。

こうした状況下において、より実現可能性および汎用性の高い路線として考えたいのが、前述した提言でも一部言及されているように、既存の通信制高校のノウハウを用いた弾力的な学習支援・教育課程履修システムの整備である。戦後の日本社会において、通信制高校は「いつでも、どこでも、だれでも」の理念のもと、後期中等教育のセーフティネットとして、経済的な困難を抱える生徒や不登校・高校中退経験を持つ生徒等の多様なニーズに対応してきた⁽⁹⁾。その教育は添削指導（レポート）、面接指導（スクーリング）、そして試験（テスト）によって行われ、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことが可能である（高等学校通信教育規程第二条）。レポートの郵送時には第四種郵便（100gあたり15円）が適用され、たとえ経済的・時空間的な制約があったとしても、ICT が整備されていない状況であったとしても、教員と生徒による双方向でのコミュニケーションを通じた教育課程の履修（単位認定）を、長きにわたって実現してきた。

ここで文部科学省「通信教育における第四種郵便の必要性等について」(2017年1月31日)によれば、レポートの添削指導は、紙媒体での郵送によるものが圧倒的主流であり、パソコン等の ICT を活用する学校は一部にとどまっている（調査対象の広域通信制高校105校のうち20校、うち多くが紙媒体との併用）。その理由として、生徒側の学習状況や経済的背景、学校側の ICT 環境の開発・維持管理費用等といった課題が挙げられている。さらに、同資料には「今後、ICT の普及や環境整備の進展に伴い、インターネット等を活用した添削指導を新たに導入する学校が増加するとしても、紙媒体等の郵送による添削指導に取って代わるような状況にはならないものと考えられる」(p.4)と明記してあることにも十分

留意したい。これはあくまで通信制高校での添削指導のケースではあるが、ICT活用による教育環境を整備する上で生じうる逆説的帰結の一例であり、現行の教育政策を推進する上で決して無視することのできない重要な論点だと考えられる。こうした様々な条件を総合的に考慮した上で、通信制高校では今なお紙媒体でのレポートの郵送が広く採用されている。

このように、通信制高校の現況を踏まえた上でその諸制度を特例として期間限定的に適用し、必要に応じてICTを活用した教育と適宜組み合わせることで、感染再拡大等による諸リスクに対し、できる限り教育課程を円滑に実施できる学習環境を整備することはできないだろうか。例えば、家庭学習やそれに代替すると考えられる学校外教育施設等での学習の状況を、郵送やFAX（オフライン）もしくはICT活用（オンライン）での提出によるレポートや課題等の添削によって確認し、段階的に外出自粛要請が緩和されたのち、分散登校でのスクーリングとテストによって児童生徒の学習到達度を測る、といった方法である。感染再拡大による諸リスクに備えるためにも、様々な理由でICTを活用できない家庭や児童生徒のためにも、ICTの新規整備だけでなく郵送等の既存の制度を同時に活用し、学習空間（学校内／学校外）と学習方法（オンライン／オフライン）とを柔軟に組み合わせた、「広義の遠隔教育」による弾力的かつ多元的な学習環境を早急に整備することが肝要だと考える。

「学校に行かない／行けない」子どもたちへの教育保障

こうした「広義の遠隔教育」を用いた弾力的かつ多元的な制度設計は、感染再拡大等による諸リスクに加え、夏季の授業期間における熱中症リスク、夏休み短縮や学校行事の中止による身体的・精神的疲労の蓄積、学校再開による登校へのプレッシャーやストレス、家庭における児童虐待やDV被害等、今後考えられうる児童生徒の学校生活上の諸リスクを分散する観点からも、重要な意義を持つ可能性がある。学校再開によって徐々に学校に登校できる状態が戻りつつある一方で、長期間の休校による生活リズムの乱れや不安傾向（不眠や寝坊、食欲不振等）によって、学校に行くことがつらいと感じる児童生徒もいることだろう⁽¹⁰⁾。

2019年10月の文部科学省通知では、義務教育段階の不登校支援において、必ずしも「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要性が示されている⁽¹¹⁾。その際、ICTを活用した学習支援や、フリースクールなどの民間施設やNPO等と相互に協力・補完することの意義は大きいとされる。さらに、自宅（家庭）でのICT等を活用した学習や、要件を満たす学校外の教育施設での学習は、学校長が認めれば指導要録上出席扱いとすることができる⁽¹²⁾。これらの制度を広く周知し、さらには、義務教育段階に加えて高校段階にも可能な限り特例的に適用することが必要ではないだろうか。こうして様々な事由により「学校に

行かない／行けない」子どもたちへの教育保障といった観点からも、「広義の遠隔教育」を用いた弾力的な教育制度を整備し、学校内外での学習機会を広く保障することが必要である⁽¹³⁾。

本報告のまとめと限界

前述した文部科学省の総合対策パッケージでは、「あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す」ことが、中教審初等中等教育分科会配布資料では「多様な子供たちが誰一人取り残されることなく社会とつながる個別最適化された協働的・探究的な学びを実現」することが目標として掲げられている。それならば、感染再拡大等による諸リスクがある現況において、現行の政策で推進されている ICT 整備だけに焦点化することなく、第四種郵便の特例的適用等をも含めた「広義の遠隔教育」による学習支援および教育課程履修システムを検討し、「学校への登校」のみに限定されない多角的な学習環境を早急に整備する必要があるだろう⁽¹⁴⁾。その際、例えばレポートや課題等の作成・添削および事務処理等にかかわる教職員の追加的配置、NPO 法人やフリースクール、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との円滑な連携・協働といった課題についても、同時に検討していく必要がある。

最後に、本報告の限界を述べておきたい。本報告は新型コロナウイルス感染再拡大等による諸リスクに備えるための教育保障という観点から、通信制高校の現況や制度を確認しつつ、「広義の遠隔教育」システム整備の必要性について述べてきた。これは現在進められている ICT 活用による教育政策の方針を一方向的に批判するためのものではなく、政策を実施する上で慎重に検討する必要がある論点の整理を試みたものである。また、本報告の内容はアカデミック（研究的）な意味で不十分な点も多く、今後はこれまで整理してきた数々の論点について、実証的なデータを用いて丁寧に検証を行っていくことも必要だろう。

この非常事態下では、議論すべき課題の順序や優先度を見誤ることなく、長期的な目標・理想と現在の現実とを区分し、教育現場では現在何が喫緊の課題であるのかを慎重に見定め、より実現可能性と汎用性の高い政策を早急に実施することが求められている。

内田 康弘（愛知学院大学）

-
- (1) 日本教育学会 (2020.5.22) 「9月入学・始業制」問題検討特別委員会提言『9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを——より質の高い教育を目指す改革へ——』より。
 - (2) 荻谷剛彦 [代表] (2020.6.4) 「9月入学導入に対する教育・保育における社会的影響に関する報告書 [改訂版] (確定)」より。
 - (3) 朝日新聞デジタル (2020.5.27) 「9月入学は「不要不急」 署名活動続ける学者らが会見」 (<https://www.asahi.com/articles/ASN5W3CTVN5VUTIL03G.html>)。
 - (4) 文部科学省「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年9月14日)では、遠隔教育の定義について「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」と示されており (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323_1_1.pdf)、現在、文部科学省で進められている遠隔教育の推進に関する議論も、この定義に基づくものである。しかし遠隔教育は、ICTの活用による同時双方向のものだけでなく、離れた場所から行われる教育全般を示す包括的な概念であり、例えば郵送や放送を利用した通信教育等を含むものである。本報告ではこうした背景を鑑み、文部科学省指針で使用されている狭義のものと区別する形で「広義の遠隔教育」を用いる。
 - (5) NHK WEB (2020.6.2) 「夏休み短縮や学校行事の中止相次ぐ 実施へ工夫も 新型コロナ」 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200602/k10012455841000.html>) より。
 - (6) NHK WEB (2020.5.23) 「生活困窮世帯 約3割の子ども“オンライン学習支援受けられず”」 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200523/k10012442431000.html>) より。
 - (7) 例えば、親に大卒学歴が多いほど子どものメディア消費時間(テレビ視聴とゲーム時間の合算)は短い傾向にあるとの研究結果がある(松岡亮二, 2019, 『教育格差: 階層・地域・学歴』筑摩書房, pp.131-132)。この知見を援用すれば、仮にICT環境を等しく整備しても、家庭学習ではなくメディア消費に利用してしまう子どもが一定程度存在するかもしれず、そうした傾向は親学歴の違いによって顕著に表れる可能性が考えられる。ICT活用によるオンラインでの家庭学習が教育政策として推奨されるのであれば、今後は同時に、それによる「意図せざる」学習格差や学力格差に関する実証的検討や対策も必要になるだろう。
 - (8) 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室「新型コロナウイルス感染症を踏まえた、初等中等教育におけるこれからの遠隔・オンライン教育等の在り方について(検討用資料)」(2020年6月11日) (https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/content/20200611-mext_syoto02-000007826_4.pdf) より。
 - (9) 例えば、手島純 [編著] (2018) 『増補版 通信制高校のすべて: 「いつでも、どこでも、だれでも」の教育』(彩流社)等を参照のこと。
 - (10) 東京新聞 WEB (2020.6.4) 「休校明け「学校つらい」に理解を 「コロナいじめ」の懸念も」 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/33286>) より。
 - (11) 文部科学省「「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm) より。

(12) 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)(別記1)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、(別記2)不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)より。

(13) 一例として、認定NPO法人カタリバは、オンライン上で子どもたちが自由に交流できる居場所やストレスケアの機会を提供している(<https://katariba.online/>)。今後学校が、このようなNPO法人や民間教育機関による、ICTを活用した学習支援および居場所支援の取り組みとの連携・協働を強化することも、重要な検討事項だと考えられる。

(14) 例えば公立通信制高校のノウハウを生かした学校間連携等に関する具体的な提言については、第4回「通信制高校の方法を参照するということ」(井上恭宏)を参照のこと。

2020年7月8日掲載

第12回 これからの学びに関する提言

新型コロナウイルス感染症は COVID-19 であるわけで、COVID-20 ではない。名前を付けるというのはなかなか重要なことで、今にして思えば、スペイン風邪というのもスペインにとっては迷惑な話だったことだろう。通信教育というのもその名称がなかなか思考を混乱させる。

学校教育法では、いわゆる一条校における通信教育を次のように表現している。

- ・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）（第四条から）
- ・大学は、通信による教育を行うことができる。（第八十四条）
- ・大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。（第八十六条）
- ・大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。（第一百一条）

では、学校における「通信教育」とは

通信の課程とは、通常的全日制の課程ではなく夜間に授業を行う課程でもない、通信による教育を行う課程という位置になる。高校で言うと授業を行う時間によって、全日制か定時制かを区分する。通信による教育とは、時間ではなく空間の違いを表現している。それでは、同じ時間に異なる空間で授業を行うのはなんと呼称しようか。コロナ禍のなか、あらゆる学校種で遠隔授業が展開された。これは、通信教育ではない。一般に「遠隔授業」と呼称されている。思えば、高校通信教育でも面接指導は必須であるし、大学通信教育でも面接授業は原則必須である。制度的流れからすると、この面接指導・授業というものに関してメディア技術の発展に応じて、通常の課程と通信の課程にまたがる授業方法が進展してきた。これがいわゆる遠隔授業である。同じ空間にいたくとも授業は成立するではないかということだ。もう少し進むと工夫次第で同じ時間でなくとも成立するではないかということになる。当然のことながら、通常の課程と通信による教育の課程の境界は限りなく溶け込んでいく。となると、通常の課程と通信による教育を行う課程の明らかな違いは高校でいえば「添削指導」、大学でいえば「印刷教材等による授業」があるかなしかということになる。しかしながら、今回の新型コロナ禍対応でこの境界も怪しくなっている。いよいよ、設置基準で示されている校舎やキャンパスを持つことの意味合いは薄れていく。では、学校における「通信教育」とはどう定義されていくのであろうか。

では「教育」とは

制度上の設計では、通信教育であっても、通常の課程（いわゆる全日、通学）であっても、教育内容の質は変わるものではない。通信教育が異なるものとして、学び方の特徴として自学自習があげられることもある。しかしながら、主体的な学びとはまさに自学自習と大きく重なるものでもある。また、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができるということも通信教育では同様によく謳われる。だがこれも先ほど見てきたように、その境界は曖昧になる傾向にある。

自学自習をすることに価値はあるが、自学自習を強いることそのものに大した意味はない。近代の国家のための人材養成のシステムが、学びを勉めて強いる学校という構造になっている。社会や国家を維持するための社会化が教育の意味であることも事実であろう。はてその中で「通信教育」とはどのような意味を持つのであろうか。

では、「学び」とは

本来学びとは誰にでも開かれているべきである。教育と学習はその主体が、教え手なのか学び手なのかという区分が一番わかりやすいものだが、それでいくと学習とは学習者が主体の行為となる。社会化は集団が個に対して行う行為であるが、学習は個が自らを社会で活かしていくための自己実現を含んだ創造的な行為であろう。その学びと通信教育はどのような関係になるのか。

「学び (Learning)」とは、1996年ユネスコ「21世紀教育国際委員会」のいわゆるドロール報告では以下の様にまとめられている。そしてこれは生涯学習 (Lifelong learning) の理念として広く知られている。

学習の4本柱 (the Four Pillars of Learning)

- (1) 知ることを学ぶ (Learning to know)
- (2) 為すことを学ぶ (Learning to do)
- (3) (他者と) 共に生きることを学ぶ
(Learning to live together, Learning to live with others)
- (4) 人間として生きることを学ぶ (Learning to be)

どうやらこの辺りが、通信教育と社会との関わりになりそうだ。

これからの学びとは

初等中等教育は社会化を目指し、高等教育は新たな社会を創るためのものという二元論は短絡的すぎる。たしかに、その重点は初等中等教育が社会化を中心となし、高等教育では専門性を深めるというのはわかりやすい区分であるが、その内容は発達によって異なるであろうし、個別に異なるのが当然のことだ。要はいい塩梅が肝要なのであろう。遠隔授業と対面授業も同様であろう。通信の課程と、通常の課程（全日・通学）の関係も推して知るべしだ。

学びたい時に、学びたいことをそれぞれのライフスタイルに合わせて学ぶことができる社会。そこには、通信の課程と、通常の課程（全日・通学）などという区分は存在しない。人の一生において、学ばなければならないものがある。また、学ぶことで実現することもある。学びは未来を創っていくエンジンだ。まさに Learning to be。

どこで学ぶかでなく、何を学ぶかということが重要だ。学びたいときに学びの適齢期だということが当たり前の社会が確実に近づいている。通信教育としての独立した設置基準を持たない大学院※は、令和2年6月より、他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化が図られ、今まで修了要件30単位中の既修得単位の上限が10単位であったものが15単位となった。これからますます、通学だ通信だ、対面だ遠隔だ、A校だB校だなどという二元論をすべてのものが越えていくという実に自然な流れになる。

※通信制高校には、高等学校設置基準に対応した高等学校通信教育規程、通信制大学には大学設置基準に対応した大学通信教育設置基準があるが、大学院は大学院設置基準や専門職大学院設置基準のもとで通信教育が展開されている。

未来予測

「学校の勉強なんか何にも覚えていないよ。」

「イヤー勉強嫌いだったな。今でもそうだけど。」

「勉強が好きな奴なんていないんだから、嫌でもやらなければならないんだよ。お父さんもそうだった。」

このような、よく大人が何気なく自慢げにいう言うセリフは聞かれなくなります。何故聞かれなくなるかというと、いわゆる大人が、学ぶことの楽しさや喜びを十分感じてきているからです。お金を払っても学びたいと思い、学びたいと思った時には街のあらゆるところに学ぶためのリソースがあり、共に学んでいく仲間たちがいるのです。

新たな技能（例えば楽器、例えば外国語）を身につけたいと思えば、街の中に教えてくれる人もいれば、共に学ぶ仲間もいる。新たな知識を身につけ世界について考えたいと思えば、街の中に教えてくれる人もいれば、グーグルがありあらゆる情報を整理して示してもくれる。そして、多くの仲間が互いに議論し新たな社会を創っていく。大学でちょっと学んでくるかと言って三か月ほど休職してみる。

これが、私のイメージする未来のおとなの生活です。

そして、未来の社会には学校があります。小中学校だけでなく、もちろん高校もあります。高校は多様な学びを支える「場」となります。週一日通う生徒もいれば、毎日通う生徒もいます。そして、みんな何らかの社会参加をしています。働いて経済的に自立する生徒もいれば、世界中を飛び回りボランティアに参加している生徒もいます。何しろ、高校は社会に常に開かれた場となっています。中には悪さをして警察の厄介になる生徒もいます。それを貴重な体験として高校の生活発表会で反省を述べる生徒もいます。

大学は学生を中心に社会人になっています。高校を卒業してすぐに大学に進学する者は少数派です。高校在学中に貯めたお金で日本中をさすらっている者もいれば、海外に行くものもいる。高校時代の延長で何らかの仕事に就く者がごく一般的になる。いまや、学ぶのなんて辛いから嫌だという大人はまれにしかいません。

『通信制高校のすべて』(2017)より

となると日本通信教育学会はどうなるのか。このようなコロナ禍という社会状況だからこそ、通信教育について知るべきであるし、知らせるべきでもある。社会の進展とともに学会としての役割を果たし終えるのも重要だと考えるが、その前に、もっと多くの方に通信教育について考えてほしいと思う。学会でお待ちしています。

松本 幸広 (星槎グループ)

2020年7月21日掲載

第13回 「通信教育からの提言」まとめに代えて

2020年、世の中は多くの方が予想しない局面に直面しています。新型コロナ・ウィルスの影響は教育にもおよび、学校や社会教育の現場において長い中断や、教育方法の変更を迫られています。「なんとかして学びを守りたい。どうすれば学びを保障できるのか?」、そうした思いは、教育関係者はもちろん、社会全体でも共有されました。そのような中、大学では、対面授業に代えての遠隔授業の活用が急速に進み、また、小中高の現場でも、環境による温度差はあれ、遠隔授業や、対面以外の教育方法の模索が続いています。

こうした中、私たち、日本通信教育学会では、通信教育・遠隔教育を研究し、多くの会員が実践者として関わってきた団体として、長年にわたって培ってきたノウハウが役立つのではないかと考え、4月15日から「通信教育からの提言」をスタートさせ、12の提言を行ってきました。そして、いま、各教育機関や教育関係団体が、あるべき教育を再考する時期に至っています。私たち日本通信教育学会でも、本年度の研究協議会では、今の時代での教育のありかたを考えることになるだろうと思われまます。

この間、教育をめぐるのは、厳しい情勢の中で、学びの保障に向けて遠隔教育の導入が進められるよう、文部科学省からは複数の通知や事務連絡が発表され、また、中央教育審議会初等中等教育分科会・新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会からは「全国の学校教育関係者のみなさんへ」（2020年4月30日）が発表されました。その中では次の3点が述べられています。

1. 多様な手段による子供の状況把握、学びの保障、心のケアなどの対応
2. 文部科学省による教育現場への徹底した支援
3. 子供たちの学び合う場の確保

私たちの学会の柱である通信教育、遠隔教育では、時間、場所にとらわれず、あらゆる人々が学べることを志向しています。その点で、学びの保障との関わりは密接です。実際、今回の一連の提言でも、このような時期の学びの保障に向けて複数の会員が提言を行いました。今回は最終回として、これまでの提言を振り返りながら、いま私たちにできること、今後、私たちが考えていくべきこと向かうべき方向性について考えてみたいと思います。

【なぜいま通信教育なのか】

古壕会員は、通信教育が終戦後の焼け野原の中で産声を上げ、社会の発展に伴う様々な課題に応じながら「自学実習」の実践を積み重ねてきたことを述べ（第1回）、山鹿会員は、通信教育が「国の非常時」に常に注目されてきたことを述べています（第5回）。それには、教育の機会均等への要請や、ベビーブームに対応した教員養成の際の利用があります。そう

したことを踏まえつつ、今回の学校に通えない事態において、高校や大学での学びの保障の点で、通信教育の方法論や、遠隔教育が利用できることを複数の会員が述べています。

【通信教育を使って学校現場でできること】

通信教育の観点で、高校の現場については、井上会員が、通信制高校のレポートの全日制での活用など、インフラ面などで遠隔授業が導入しづらいケースでも可能な学びの保障のあり方を紹介し、レポートを通して一対一で向き合い、一緒に取り組めることができる、協同の効果をあげています（第4回）。

大学の現場については、山鹿会員が、通学制において、印刷教材による授業の方法を緊急的に取り入れる提案や、通信制との単位互換といった具体的方策を提案しています（第5回）。また、寺尾会員は、通信制がコロナの影響で経済的困難に陥り退学せざるを得なかった学生を救う教育機会の保障の機能になるのではないかという予想を述べています（第8回）。

【遠隔教育の利用が学校現場にもたらすこと】

今回の状況では遠隔教育の推進も1つの特徴です。このことについて土岐会員は、現在のような状況下において自宅でできることの積極的な側面に目を向けることの大切さを指摘し、ICT活用における教師の役割の変化や、その重要性に目を向けています。そこでは、学びをコーディネートする教師の力の重要性を述べています（第2回）。

さらに、大学の状況をめぐっては、田島会員が4月の早い段階で、遠隔授業（メディア授業）の解説を行い、同時双方向のテレビ会議型授業と非同期のオンデマンド授業の違い、後者の取り扱いにおける留意点を指摘しています（第3回）。本著者の石原は、大学の遠隔教育の進展において、それが「対面授業と同じことを行うべきもの」とは限らないのではないかという指摘をし、今回の議論をきっかけに、多様な学び方への注目がなされ、多様な学びのルートが確立することへの期待を述べています（第7回）。

こうした議論を受け、篠原会員はオンライン授業の進展が教員や学生の質の見極めになっていること、不測の事態の中で見えてきた問題もあることを述べています。そして、今回の事態により、今まで当たり前であったことへの視点が変わり、オンライン学習の重要性や教員のスキルアップにつながる可能性も期待しています（第9回）。

【通信教育の意味】

井上会員も指摘する「つながり」の側面をより明確に述べたのが、白石会員です。白石会員は、通信教育—特に社会通信教育—においての、「間柄」よりも「事柄」に専念できることの良さをあげています。それは「脱人間」の「無縁社会」ではなく、ともすれば排他的にもなりうる堅い「つながり」からの自由であり、「弱い紐帯が持つ強さ」があると言及して

います。そして、ソーシャル・ディスタンスの議論が「心理的距離」の再評価につながるこの期待を述べています（第6回）。

【遠隔教育の魅力・忘れてはならないこと】

遠隔教育は、学校に行かずに学ぶことができる点で重要な手法です。この点に着目し、「広義の遠隔教育」による学習支援や教育課程履修の可能性に触れたのが、内田会員です。内田会員は、遠隔教育が弾力的かつ多元的な制度設計が可能な点で期待を寄せています（第11回）。一方、遠隔教育（オンライン教育）で重視される個別最適化という視点が、ややもすると「教育の公共性」の喪失につながる可能性を指摘したのが手島会員です（第10回）。

【教育とは・学びとは】

学校教育では、高校と大学で呼び方の違いはありますが、通信制と通学制という2つの学びの仕組みがあります。松本会員は、メディア技術の進展により通信制と通学制にまたがる授業方法（遠隔授業）が進展してきたなかで、通信制は高校の「添削指導」、大学の「印刷教材等による授業」が独自の部分であるものの、今回の新型コロナ禍対応で境界があいまいになりつつあることを指摘します。そして、学びの本質を生涯学習（Lifelong learning）の理念であるドロール報告の「学習の4本柱」に見出し、学びたい時に、学びたいことをそれぞれのライフスタイルに合わせて学ぶことができる社会ことが大切であるとも述べます（第12回）。こうした発想に通信教育は親和的であると考えられます。

■まとめに代えて

今回、社会が危機的な状況のなか、学びを確保するべく、教育現場における遠隔での学び（特に通学制での遠隔授業）が急速に進展しました。そこでは、対面授業だけでは気づかれなかった視点が明らかになりました。このことは本提言においても、それ以外の場においても述べられています。それは、本提言に限れば、教員の質や生徒・学生の質を見極めにもつながるという指摘がありました。つまり、教員の側について言えば学び手の独学を支援できるような学習（学修）環境の提供の必要性や、双方向性の大切さが述べられましたし、課題を出す際にも添削指導の発想を活かすことでよりよい学びを提供できるのではということも述べられました。

これらの指摘からは、通信教育・遠隔教育では、対面という同じ場所に集うことがない、あるいは少ない中で、だからこそ、教える側と学ぶ側がともに学びの場を作っていく必要があるし、離れていても「つながり」を持って学ぶことが大切にされていると言えるでしょう。

さらに、本提言の中では、通信教育、遠隔教育は、非常時に注目されるという指摘や、セーフティネットとして児童・生徒の学びの保障に寄与しているという指摘が多数見られました。このことは危機的な状況、通常の教育機会が確保しづらい状況の中で、通信教

育・遠隔教育は強みを発揮できるという可能性が見えたとも言えます。そこに見えた強みの裏にあるのは「いつでも、どこでも、誰でも」が学べる環境を整える発想であり、「1対1の重視」ではないでしょうか。

しかし同時に、この2つの発想、「いつでも、どこでも、誰でも」「1対1の重視」とも本来的には学びの本質であることに他なりません。

今後、通信教育・遠隔教育がどの程度浸透するかは未知数ではあります。しかし、学習（学修）者中心の学びを考える時、「いつでも、どこでも、誰でも」「1対1の重視」という本質は、浸透して行ってほしいと願っています。

石原朗子（星槎大学・日本通信教育学会事務局長）

※本まとめは、日本通信教育学会学会報第54号『通信教育からの提言』の連載を通じて私たちが伝えてきたこと」を大幅に加筆・修正したものです。本提言にご協力いただいた皆様に改めてお礼を申し上げます。

執筆者一覧

〔執筆者〕 ※執筆順

鈴木 克夫	桜美林大学
古壕 典洋	星槎大学・非
土岐 玲奈	星槎大学
田島 貴裕	小樽商科大学
井上 恭宏	神奈川県立相模向陽館高校
山鹿 貴史	八洲学園大学
白石 克己	元・佛教大学
石原 朗子	星槎大学
寺尾 謙	神奈川工科大学
篠原 正典	佛教大学
手島 純	星槎大学
内田 康弘	愛知学院大学
松本 幸広	星槎グループ

〔企画担当〕

鈴木 克夫	日本通信教育学会会長
石原 朗子	日本通信教育学会理事・事務局長
古壕 典洋	日本通信教育学会理事
松本 幸広	日本通信教育学会理事

通信教育からの提言
～2020年4月から7月～

発行日 2020年7月31日
発行者 日本通信教育学会事務局
E-mail ; jade.office.1950@gmail.com

